

権利擁護支援地域連携ネットワーク ニュースレター

令和4年6月30日（木）、廿日市市における「権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」発足のため、準備委員会が開催されました。

～開催概要～

【日時】 令和4年6月30日（木） 14時から16時

【会場】 山崎本社みんなのあいプラザ

【出席者】 30名（医師会、弁護士会、司法書士会、市福祉士会、県社会福祉士会、民生委員児童委員協議会、障がい福祉相談センター、及び広島家庭裁判所、広島県西部厚生環境事務所、金融機関、地域組織、市行政及び社協）

【主な協議事項】

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と地域連携ネットワーク推進会議の設置について
- ② 今年度の活動計画等について



地域共生社会実現のための権利擁護支援

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援（※裏面）」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることが、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の目標とされています。廿日市市でも今回の準備会議を経て、令和4年10月に「廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」を発足するよう、計画されています。（イメージ図参照）

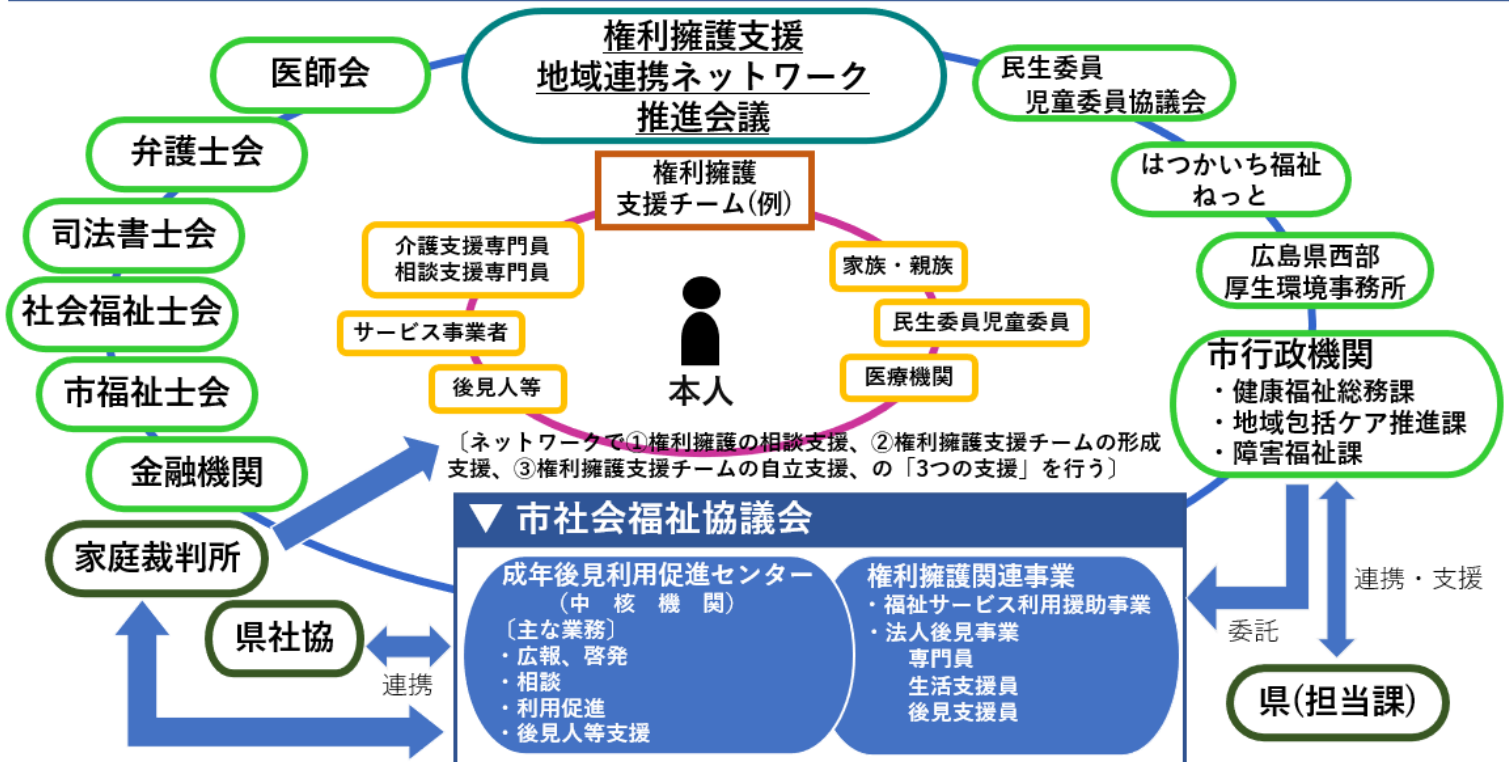
【イメージ図】廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク

1. 権利擁護支援地域連携ネットワークの役割

- ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2. 権利擁護支援地域連携ネットワークの機能

- ▶ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見支援機能、不正防止効果
- ▶ 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う支援体制





◇情報共有1◇ 【説明】広島家庭裁判所 家事次席書記官 木口 直樹 様
「成年後見制度利用促進法における家庭裁判所の役割と取り組みについて」

○ 広島県は中核機関が23市町のうち昨年度が3市、今年度は廿日市市を含む4市が設置となっている。廿日市市の中核機関、およびこの地域連携ネットワークには、特に他市町の小規模自治体の参考になるような取り組みを期待している。家庭裁判所としても、出来る限り協力していきたいと思っている。

◇情報共有2◇ 【説明】広島県西部厚生環境事務所 厚生課長 須原 智 様
「第二期成年後見制度利用促進計画における県の役割」

○ 県は、市町単位では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす役割がある。担い手の育成・活躍支援・広域的観点から段階的、計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割を果たすためにも、連携していきたい。



◇委員からの意見、質問 ※一部抜粋◇

- 民生委員児童委員協議会：成年後見制度や金融機関にある家族信託など、様々な形で高齢の方に向けた支援が行われている。一方で、成年後見人制度について「家族がやればいいのか」、「お金だけの管理なのか」と、詳しく知られていない現状があるため、正しい理解を広げていくことが大切だと思う。
- 広島県社会福祉士会：成年後見制度利用者は現時点で20数万人だが、軽度者を含めた認知症の方は800~900万人（厚労省推計では2025年に約700万人）に達すると言われる。一方、受任者の人材が不足しているという課題もあるため、これにも着手していく必要がある。
- 金融機関懇談会：銀行窓口でも気になる人が増えており、お客様も困っておられることがある。一つの取り組みとして、認知症の人への対応を学ぶため7月に認知症サポーター養成講座を行員向けに実施予定としている。今年4月からは地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会とネットワークが繋がってきている。他銀行とのネットワークも広げていきたい。



- 広島弁護士会：ようやくここまでたどり着いたと感じている。地域共生の理念が基本となり、地域連携ネットワーク推進会議が構築されていく。「一人が一人を支える」ではとても対応しきれないので役割分担し、支援できる担い手を増やしていく対策を取っていく必要がある。地域共生社会を実現するためには、この地域連携ネットワークがまずしっかり運用され活動していく。これからが正念場。足りないとなったときに都度変化させ、新しく加えればよいと思う。まずはスタートさせることが大切。
- 佐伯地区医師会：患者さんの中にご夫婦ともに認知症を患っている人、障がいのある子どものお金を認知症の母親が使ってしまおうなど、様々なケースがあり心配な時がある。そのようなとき適切な支援につなげられるよう、ネットワークを利用しより多くの専門職、支援者に成年後見制度やかけはし事業について理解してもらいたい。また、いざという時の医療面での決定権について、意思決定が出来難くなった方の意思決定支援のあり方を考えていくことも必要と感じている。
- 廿日市市福祉士会：市福祉士会は社会福祉士と精神保健福祉士で構成されており、会員は日々権利擁護支援にあたっているが、悩みに直面する場面は多い。支援者として将来を考えると、成年後見制度の活用必要性を感じても本人の理解不足や、家族が世間体を気にされるなどにより手続きが進まない事例も多い。家族と絶縁状態でなおかつ認知症がある場合など課題は大きい。



※権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。（第二期成年後見制度利用促進基本計画から抜粋）

◀編集後記▶ 準備委員会では医師、弁護士の先生方をはじめ、廿日市市域で権利擁護支援にあたっておられる皆様により日々取り組んでいること、その中で課題に思うこと、これから必要なこと等について議論されました。これから、ネットワーク構成団体同士の協力、連携の基に、権利擁護支援を必要としている人に「必要な支援」が「必要な時に届く」地域づくりが進められます。